

# 桂公園野球場使用条件

## 〈共 通 事 項〉

1. 野球場は原則として、野球とソフトボール以外の使用を禁止します。
2. 使用確定後は、使用日及び使用時間の変更は行えません。
3. 雨天時に野球場が使用できるか否かは、申請者で判断せずに、必ず野球場管理人に問い合わせをしてください。  
〈問合先〉
  - ・桂公園野球場 電話 072-991-3881（市役所代表・土日祝も可）  
内線 2955
4. 使用前に必ず、野球場管理人に予約確認表（システム申請者）又は使用申請書写しを提示してください。
5. 使用に際し、使用者が第三者に損傷(害)を与えた時は、自己の責任において解決して下さい。ファウルボール等による人、物への損傷(害)についても同様とします。  
また、野球場フェンス外でのキャッチボール、素振り等は危険ですののでしないで下さい。
6. 芝生の上でトスバッティング、ノックをしないで下さい。
7. マイクや拡声器は使用しないでください。
8. 空き缶、ごみ、その他使用中に生じたごみについては、お持ち帰りください。
9. 球場敷地内は、禁煙です。
10. アルコール等の飲酒やビン類その他危険物の持ち込みは禁止します。
11. 使用者は、都市公園法、八尾市都市公園条例に定める事項を守ってください。
12. 駐車場の駐車台数は20台です。  
指定された駐車場に駐車し、周辺道路には駐車しないで下さい。できるだけ、乗り合わせをし、台数を少なくしてください。  
また、用具の積み下ろしについては、駐車場内で行い、周辺道路上での積み下ろしはしないで下さい。
13. 使用時間は1コマ2時間です。次コマ使用される方がいます。準備、後片付けも時間内にしてください。整地も行ってください。球場内の白線は、使用者が必要に応じ、ラインを引いてください。
14. 球場外の公園内に、許可なくテント等設営するのは禁止です。
15. その他、野球場管理人の指示に従い、皆が気持ちよく使用できるようご協力願います。
16. この許可条件や注意事項に違反した時及び本市が必要と認める時は使用中であっても許可を取り消すことがあります。
17. 緊急を要する不測の事態が生じた場合等は、使用中止になることがあります。

## 〈窓口申請された方〉

18. 使用料は、申請時に納付してください。
19. 使用確定後、野球場使用可能時に申請者の原因で利用されなかった場合は、使用料の払い戻しはいたしません。
20. 球場使用不能による場合は、使用料の払い戻しを行います。  
使用料払い戻し手続きを希望される方は、使用できなかった日より1ヶ月以内に土木管財課で払い戻し手続きをしてください。  
〈手続きに必要なもの〉
  - ・使用申請書写し ・領収書 ・印鑑(認め印) ・振込先口座がわかるもの
  - ・委任状（申請者と振込み名義人が違う場合）

## 〈システム申込された方〉

21. 使用確定後、野球場使用可能時に申請者の原因で利用されなかった場合は、使用料は徴収します。（引落としされます。）
22. 球場使用不能による場合は、使用料は徴収しません。（引落としされません。）